

## イタリア共和国

<b>国の概要</b> (外務省 HP より)	面積	301,000 km <sup>2</sup>
	人口	6,046 万 2 千人 (2020 年国連推計値)
	首都	ローマ
<b>教育行政組織</b>		
	<b>国</b>	教育省 (Ministero dell'istruzione)
	<b>地方</b>	20 州 (5 自治州を含む), 県, 大都市圏, 基礎自治体 (コムーネ)
<b>教育課程基準</b>		
幼児学校と第一サイクル (初等・前期中等教育) のカリキュラムのための全国要領 (Indicazioni nazionali per il curriculum della scuola dell'infanzia e del primo ciclo d'istruzione)		
<b>教科書制度</b>		
	<b>教科書の定義</b>	公教育省によって一般書籍とは水準の異なる公定価格 (上限) が定められ, 毎年度, 物価変動を踏まえて見直される。2013 年 128 号法律第 6 条に, 教科用書籍に代えて, 資料 (自作や著作権切れなどにより無償で公開・配布される資料を含む) を教員が任意で選定し使用できる旨が明文化された。
	<b>発行主体</b>	民間の出版会社が発行している。国としての指定制度は存在しない。
	<b>国定, 検定, 認定などの制度</b>	宗教科を除いて検定は無く, 開申の仕組みがある (全国出版社協会のインターネットサイト)。宗教科 (カトリック) の教科書は, 発行前にカトリック教会による検閲と印刷許可が必要である。
	<b>採択・選定などの制度</b>	イタリア共和国憲法第 33 条「教授の自由」を受けて, 1994 年の委任法 297 号 (公教育枠組法) および 2013 年 128 号法律第 6 条による修正で, 「教員らの自由な選択」を前提とする教員会による決定の権限が規定される。
	<b>使用義務の有無</b>	使用義務はない。むしろ 2013 年 128 号法律第 6 条に, 教員や児童生徒らによるデジタル教材の開発を通じて教科横断的な知の再構築を促す旨が明文化された。
	<b>有償・無償</b>	教科書購入について, 小学校は無償, 中学校と高等学校は有償。
	<b>給与・貸与</b>	小学校は給与, 中学校以上は私費による購入。ただし, 州によって公的な貸与制度を設けている場合もある。
	<b>教科書の特徴</b>	かなり分厚いものも多く問題化している一方で, デジタル化を進めている。
<b>デジタル教科書の状況</b>		
EU の勧告を受けて, イタリア公教育省は, 2015 年の通称「よき学校」法のもと「デジタル・スクールのための国家計画」(Piano Nazionale Scuola Digitale: PNSD) を推進, ガイドライン「デジタル・スクール」(2015 年) をまとめた。教科横断的な発想で知の再構築を図ること, そのためには分解したり他分野に応用したりできる「流動的な」コンテンツの開発を促すという。出版界に働きかけるプロジェクト「デジタル出版」(Editoria Digitale) も発足している。2013 年の法律 128 号の第 6 条「教科書と補助教材のコスト軽減」では, デジタル教科書開発をコスト削減の一環と明確に位置付け, 「教員, 学生, 出版者らの協働の可能性を提供するオープンなウェブ・プラットフォームを備えた新世代の教科書を通じた情報処理言語の習得」を政府として推進するとしている。また同法は, 教員及び生徒らによる自作デジタル教材の開発と, その成果のウェブ上での全国的な共有を促すとした。		